経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日 閣 議 決 定

第3章 財政健全化への取組 (抄)

- 1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組
- (3) 改革の原則と取組方針

|原則 6|「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

- ・ 最大限の資産売却を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し(ストックはストックへ)、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで 縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。
- ・ 適切な公債管理政策を推進する。また、<u>財政健全化をフロー、ストック両面から的確に評価するための公会計制度を計画的に導入・整備する。</u>
- 2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)

・ <u>資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の</u> 一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体 的に推進する。

(特別会計改革の推進等)

・公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(抄)

平成18年7月3日

対応の方向性 (抄)

2. 各論

(8)地方行革

行革は、地方自治体が住民の監視の下に自発的に取り組むべき課題である。しかし、人口減少社会において小さくて効率的な政府をつくることは、国・地方共通の課題であり、その観点から全自治体が横断的に行革を推進することは重要である。 今夏を目途に、国は以下の点についてルール整備や数値目標の設定を行い、地方行革の新指針を策定・公表して、全自治体に通知すべきである。

②地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

国の財務書類作成基準に準拠した財務情報を、今後3年程度で、全自治体が公開 すべきである。これにより、各自治体の年々の予算・決算(フロー)と資産・債務 (ストック)の現状が透明かつ比較可能となる。

公会計整備の一層の推進に向けて ~中間取りまとめ~ (抄)

平成18年6月14日 財政制度等審議会

3. 地方における取組みとの連携について

地方における公会計に関する取組みとしては、総務省(旧自治省)において「地方公共団体における総合的な財政分析に関する調査研究報告書」(平成12年3月、平成13年3月)が取りまとめられ(いわゆる総務省方式)、これに基づき、都道府県や市町村において、バランスシートや行政コスト計算書が作成・公表されてきたところである。また、一部の地方公共団体においては、独自に設定した基準に基づき財務書類を作成・公表している例もみられる。

地方公共団体におけるバランスシート等(平成15年度版)の作成状況をみると、 都道府県及び政令指定都市においては、全ての団体においてバランスシートの作成 を行っており(作成中及び作成予定を含む)、東京都などのように公会計に関し先 進的な取組みを行っているところもあるが、市区町村を含めた全ての地方公共団体 が作成しているわけではなく、特に町村においては、バランスシートを作成してい る団体は半分に満たない。

こうした中、総務省においては、本年5月、「新地方公会計制度研究会」が報告書を取りまとめ、原則として国における財務書類の作成基準に準拠するとの考え方の下で2つのモデルを提示するとともに、地方公共団体における新たな公会計制度の導入を促進するため、実務レベルの検討の場を早急に設置し、導入円滑化策や問題点の把握を図ることなどの提言を行ったところである。

これまで多くの地方公共団体において整備されてきた財務書類については、現在の国の財務書類とは作成する計算書の種類等に違いがみられるところであるが、今後の取組みを通じて、国と地方公共団体の間においてできる限りの整合性が図られた上で、地方公共団体における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待したい。こうした取組みが進められることにより、最終的には国と地方公共団体とを合わせた財務書類を作成することも可能となると考えられる。

- (注1)国の基準については、平成15年6月の時点で取りまとめた「新たな特別会計財務書類の作成基準」における計算書の体系は、総務省方式に類似するものであったが、その後、 一般会計と特別会計を合わせた「省庁別財務書類」の作成基準を取りまとめるに際し、基
 - 一般会計と特別会計を合わせた「省庁別財務書類」の作成基準を取りまとめるに際し、基本的に税収等を財源として国民にサービスを提供するという民間企業には見られない公会 計の特性を勘案して見直しが行われて現在の体系となっているものである。
- (注2) イギリスにおいては、国と地方自治体等とを合わせた財務書類の作成に向けた検討が 行われている。
- (注3)国と地方公共団体とを合わせた財務書類の作成に関しては、貸借対照表の試作から取りかかることも一つの考え方である。